

様式44

令和 6 年 2 月 5 日

三重県知事

あて

三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目 5 番の 5
医療法人ネオポリス診療所
理事長 榎並壽男
電 話 0594 (76) 6262

決 算 届

令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各 1 部）を提出してください。（医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年11月1日 至 令和5年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人ネオポリス診療所
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目5番の5
- (3) 設立認可年月日 平成5年6月14日
- (4) 設立登記年月日 平成5年6月18日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人ネオポリス診療所	2412105161	三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目5番の5	なし
診療所	医療法人ネオポリス診療所 新宿皮フ科	1315722392	東京都新宿区新宿三丁目24番1号 NEWNO・GS新宿10階	なし

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年12月25日 令和3年度決算の承認

令和5年10月31日 令和5年度事業計画及び収支予算の承認

様式 2

法人名 医療法人ネオボリス診療所

※医療法人整理番号

C 6 4

所在地 三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目5番の5

財 産 目 録

(令和5年10月31日現在)

1. 資 産 額	450,724 千円
2. 負 債 額	233,954 千円
3. 純 資 産 額	216,770 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	336,888
B 固 定 資 産	113,836
C 資 産 合 計 (A + B)	450,724
D 負 債 合 計	233,954
E 純 資 産 (C - D)	216,770

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人ネオポリス診療所

※医療法人整理番号

C 6 4

所在地 三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目5番の5

貸借対照表（診療所）

（令和5年10月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	336,888	I 流 動 負 債	72,313
II 固 定 資 産	113,836	II 固 定 負 債	161,641
1 有 形 固 定 資 産	44,179	（うち医療機関債）	(0)
2 無 形 固 定 資 産	152	負 債 合 計	233,954
3 その他の資産	69,505	純 資 産 の 部	
（うち保有医療機関債）	(0)	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	206,770
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	216,770
資 産 合 計	450,724	負債・純資産合計	450,724

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人ネオポリス診療所
所在地 三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目 5 番の 5

※医療法人整理番号 C 6 4

損益計算書（診療所）
（自 令和 4 年11月1日 至 令和 5 年10月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	211,026
2 事業費用	240,690
本来業務事業損失	29,664
事業損失	29,664
II 事業外収益	71,844
III 事業外費用	27,548
経常利益	14,632
IV 特別利益	0
V 特別損失	467
税引前当期純利益	14,165
法人税等	1,582
当期純利益	12,583

（注） 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

医療法人番号	C	6	4
--------	---	---	---

法人名	医療法人ネオポリス診療所
所在地	三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目5番の5

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人ネオポリス診療所
理事長 榎並 壽男 殿

私は、医療法人ネオポリス診療所の令和4会計年度（令和4年11月1日から令和5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年12月25日

医療法人ネオポリス診療所
監事 都築 知也